

手当・年金のこと

1 児童扶養手当

対象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定程度の障がいの状態にある場合は20歳未満）の父・母または父・母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母が生死不明の児童
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

なお、令和6年11月分から児童扶養手当の制度が改正され、第3子以降加算額の引き上げや所得制限限度額の引き上げが行われる予定です。
詳しくは、市のホームページをご覧ください。子育て支援課(☎21-3267)までお問合せください。



(単位:円)

所得制限 限度額

税法上の 扶養親族 の数	受給資格者本人		孤児等の養育者、 配偶者、扶養義務者
	全 部 支 給 (月額45,500円)	一 部 停 止 (月額45,490～10,740円)	
0	490,000	1,920,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4	2,010,000	3,440,000	3,880,000
5	2,390,000	3,820,000	4,260,000
1人増毎	+380,000	+380,000	+380,000
別に加算 する額	老人控除対象配偶者、老人扶養 特定扶養親族	100,000円 150,000円	老人扶養親族 60,000円 (扶養親族全員が老人の場合は1人除く)

※公的年金等と併給する場合は金額が異なります。

※養育者、扶養義務者、孤児等の養育者が未婚のひとり親家庭の母または父の場合は、申請により寡婦控除等が適用されます。(控除適用は所得税・住民税を見直すものではありません。)

※児童扶養手当の所得制限判定をする際、長期・短期譲渡所得については、租税特別措置法に規定される特別控除額を控除して得た額が適用されます。

(令和6年4月現在)

手 当 額

支給区分	全 額 支 給	一 部 支 給
児童1人	月 額 45,500円	月 額 45,490円～10,740円
児童2人	月 額 56,250円	月 額 56,230円～16,120円
児童3人目以降	(1人につき)月額6,450円	(1人につき)月額6,440円～3,230円

※ただし、手当を受けようとする父、母、養育者または扶養義務者などの所得が一定額以上あるときは、支給停止となります。(扶養義務者：受給資格者本人の父母・祖父母・兄弟姉妹・18歳以上の子など)

※受給資格者または対象児童の公的年金等受給月額が児童扶養手当月額を上回ると手当は支給されません。(ただし受給資格者が障害基礎年金等を受給している場合は、手当の一部が支給されることがあります。)

※手当額については、所得に応じて決定されます。

★次のいずれかに該当する場合は、児童扶養手当は支給されません★

- ① 対象となる父、母、養育者または児童が日本国内に住所を有しないとき。
 - ② 対象児童が里親に養育を委託されたり、児童福祉施設(母子ホーム、保育所、児童の通園施設を除く)に入所しているとき。
 - ③ 対象児童が父または母の配偶者(事実婚、内縁関係含む)に養育されているとき。
 - ④ 対象児童が母または養育者に監護されている場合、児童の父と生計を同じくしているとき。
 - ⑤ 対象児童が父に監護および生計を同じくする場合、児童の母と生計を同じくしているとき。
- ※④の場合は父が、⑤の場合は母が政令で定める重度の障害である場合は除く。

2 児童手当

対 象

市内に住民登録があり、中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育している方で、所得が一定未満の方に支給される手当です。所得制限以上所得上限未満の方には、特例給付が支給されます。所得上限以上の方は児童手当等は支給されません。

なお、令和6年10月分から児童手当の制度が改正され、所得制限の撤廃、支給対象児童が高校生年代（18歳年度末）まで拡大、第3子以降加算分（多子加算）の増額、多子加算の算定対象が22歳年度末の子どもまで拡大となるほか、支給月が年6回になる予定です。詳しくは、市のホームページをご覧ください。 

所得制限 限度額

所得上限 限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (控除後の額)	所得上限限度額 (控除後の額)	所得から控除される額	
0人	622万円	858万円	一 律	8万円
1人	660万円	896万円	雑 損 控 除	当該控除額
2人	698万円	934万円	医 療 費 控 除	同上
3人	736万円	972万円	小規模企業共済等 掛 金 控 除	同上
4人	774万円	1,010万円	障害者1人につき	特障 40万円 普障 27万円
5人	812万円	1,048万円	寡 婦 控 除	27万円
1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は1人につき6万円を加算した額 2. 扶養親族が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額（老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円を加算）			ひとり親控除	35万円
			勤 労 学 生 控 除	27万円
			住民税について控除を受けた場合	

※「扶養親族等の数」とは税法上の扶養人数です。ただし、施設・里親等に措置されている児童を扶養親族として申告されている場合は、当該児童を除いた人数となります。

(令和6年8月現在)

手 当 額

区 分	所得制限未満の方	所得制限以上所得上限未満の方 (特例給付～平成24年6月より適用)
3 歳 未 満	一律 月額 15,000 円	一 律 月額 5,000 円
3 歳 ～ 小 学 校 修 了 前	第 1 子	
	第 2 子	
	第3子以降	
中 学 生	一律 月額 10,000 円	

☆第1子、第2子、…は、18歳をむかえて最初の3月31日までの児童を出生順に上から数えます。

1,2の申請・問合せ

- 福祉事務所子育て支援課 電話 21-3267
- 福祉事務所湯川福祉課 電話 57-6170
- 福祉事務所亀田福祉課 電話 45-5481
- 福祉事務所戸井福祉課 電話 82-2112
- 福祉事務所恵山福祉課 電話 85-2335
- 福祉事務所檜法華福祉課 電話 86-2111
- 福祉事務所南茅部福祉課 電話 25-6045
- 銭 亀 沢 支 所 電話 58-2111

3 遺児手当

- 対 象** 次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給される手当です。
 （児童を養育している方とは、函館市内に居住し、現に遺児を監護し、かつ、遺児と生計を同じくしている親権者、後見人およびこれらに準ずる者としてします。）
- ・ 父および母を死亡、生死不明、遺棄、法令による拘束等により失った児童
 - ・ 父または母を不慮の事故、災害で死亡または生死不明により失った児童

(令和6年4月現在)

手 当 額	両親を失った者	①15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	児童1人 月額 3,000円
		②18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(①を除く。)	児童1人 月額 5,000円
	父または母を失った者	①15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	児童1人 月額 1,500円
		②18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(①を除く。)	児童1人 月額 2,500円

申請・問合せ

- 子ども未来部子育て支援課 電話 21-3267
- 湯 川 福 祉 課 電話 57-6170
- 亀 田 福 祉 課 電話 45-5481
- 戸 井 福 祉 課 電話 82-2112
- 恵 山 福 祉 課 電話 85-2335
- 楳 法 華 福 祉 課 電話 86-2111
- 南 茅 部 福 祉 課 電話 25-6045
- 銭 亀 沢 支 所 電話 58-2111

4 特別児童扶養手当

- 対 象** 心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給される手当で、児童扶養手当と重複して受給できます。

(令和6年4月現在)

手 当 額	児 童 一人につき	重度障がい児(1級)	月 額	55,350円
		中度障がい児(2級)	月 額	36,860円

☆ただし、手当を受けようとする父母などの所得が一定額以上あるときは、支給停止となります。

- ★次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません★**
- ① 父、母または養育者および対象児童が日本国内に住所を有しないとき。
 - ② 対象児童が里親に養育を委託されたり、児童福祉施設(母子ホーム、保育所等を除く)に入所しているとき。
 - ③ 対象児童が障がいを事由とする公的年金給付を受けることができるとき。

申請・問合せ

- 福祉事務所障がい保健福祉課 電話 21-3302
- 福 祉 事 務 所 湯 川 福 祉 課 電話 57-6170
- 福 祉 事 務 所 亀 田 福 祉 課 電話 45-5481
- 福 祉 事 務 所 戸 井 福 祉 課 電話 82-2112
- 福 祉 事 務 所 恵 山 福 祉 課 電話 85-2335
- 福 祉 事 務 所 楳 法 華 福 祉 課 電話 86-2111
- 福 祉 事 務 所 南 茅 部 福 祉 課 電話 25-6045
- 銭 亀 沢 支 所 電話 58-2111

5 遺族基礎年金

対 象 国民年金に加入している方などが亡くなられたとき、その方によって生計を維持されていた次に該当する方に支給されます。

- ① 死亡した方の配偶者で、18歳（18歳の誕生日後最初の3月31日が終わっていない場合を含む。）までの子または20歳未満で障がいの程度が1級、もしくは2級の子と生計を同一にしている方
- ② 死亡した方の18歳（18歳の誕生日後最初の3月31日が終わっていない場合を含む。）までの子または20歳未満で障がいの程度が1級、もしくは2級の子

支給要件 国民年金の保険料を納めた期間（免除期間を含む。）が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の3分の2以上あることが必要です。
（※令和8年3月31日以前に亡くなられた場合には納付期間が3分の2以上なくても、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給されます。）

年 金 額

(令和6年4月現在)			
子 の ある 配偶者の場合	子ども 1 人	年 額 1,050,800 円 1,048,500 円	昭和31年4月1日以前に生まれた方
	子ども 2 人	年 額 1,285,600 円 1,283,300 円	
子 の 場 合	子ども 1 人	年 額 816,000 円	昭和31年4月1日以前に生まれた方 3人目以降は、一人につき、 78,300円が加算されます。
	子ども 2 人	年 額 1,050,800 円	

☆ただし、配偶者が受給している間は、子どもは支給停止になります。

国民年金保険料免除制度

経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合は、保険料の免除の申請をすることができます。（申請免除制度）
納めないまま放っておかずに相談してみましょう。
また、生活保護を受けている場合は法定免除に該当しますので、必ず届出してください。

申請・問合せ

- | | |
|-------------------|------------|
| ■ 市 民 部 国 保 年 金 課 | 電話 21-3159 |
| ■ 湯 川 支 所 | 電話 57-6163 |
| ■ 銭 亀 沢 支 所 | 電話 58-2111 |
| ■ 亀 田 支 所 | 電話 45-5582 |
| ■ 戸 井 支 所 | 電話 82-2112 |
| ■ 恵 山 支 所 | 電話 85-2335 |
| ■ 椴 法 華 支 所 | 電話 86-2111 |
| ■ 南 茅 部 支 所 | 電話 25-6040 |

6 遺族厚生年金

- 対 象** 厚生年金に加入している方または、加入していた方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもなどの遺族に対し支給されます。
- 基本的には、①「18歳到達の年度末までの子または20歳までの障がいのある子」、②上記①のいる配偶者の遺族基礎年金に上乗せして支給されます。
- 子のない配偶者（夫死亡時30歳未満の妻は5年有期）
- なお、配偶者以外の遺族は、次の要件に該当する必要があります。
- ① 子と孫については、18歳になる年度末まで、あるいは20歳未満で障がいの程度が1級、または2級であって婚姻していないこと。
 - ② 夫、父母、祖父母については、55歳以上であること。
- （ただし、60歳までは支給停止されます。）

- 支給要件** 遺族基礎年金と同様に、死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち保険料納付期間（免除期間を含む。）が3分の2以上あることが必要です。厚生年金を含み老齢年金の受給権を満たしていたか、厚生年金を含んだ老齢年金受給者。
- （※令和8年3月31日以前に65才未満で亡くなられた場合には、保険料納付期間が3分の2以上なくても、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がなければ支給されます。）

- 年 金 額**
$$\left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} + \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数} \right) \times \frac{3}{4}$$
- （被保険者期間が300月未満のときは期間を300月として計算する）
- ※ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方等が亡くなれたときは、別の計算方法により金額が計算されます。
- 詳しくは、次にお問合せください。

問合せ

- 日本年金機構函館年金事務所
- 所在地 函館市千代台町26番3号
- 電 話 ねんきんダイヤル
0570-05-1165